

2023年10月30日

ハラスメント防止対策方針

○以下が当会の現状ですが、「見える化」はこれからです。

- ☑ 組織の内外に発生しうるハラスメントの可能性を認識し、防止策を講じている
- ☑ 役職員やボランティア等に対して、ハラスメント防止に関する周知啓発や研修、注意喚起等を行っている
- ☑ 組織の内部または外部に相談窓口を設けている、あるいは相談先となりうる連絡先を関係者に伝えている

現在、下記の視点で方針の作成中です。

○ハラスメント対策

理事の間で、一般論として話し合ったことがあるが、当事者としての受け止めはまだ十分ではない。これから、最新の法令・動向などを情報収集して対策の必要性を全理事が自覚し、具体策の策定につなげる。

○外部研修の受講を受けて、知識レベルの向上を図る。

○ハラスメント防止方針の規定

防止方針を策定し、当会のホームページ上で公開する。また、相談窓口の設置も検討する。

以上